

## 出資証券不発行のお知らせ

平素より紀北信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、会員の皆様からお預かりした出資金につきまして、これまで出資証券を発行して参りましたが、株式会社における株券の不発行と同様、令和5年9月1日より出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「出資配当金ご通知」で皆様にお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形でQ & Aを列記しましたのでご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

会員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

紀北信用金庫 本支店

もしくは本部総務部（電話：0597-23-2341）

## 出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのQ&A

Q1) なぜ、出資証券を不発行とするのですか？

A1) 出資証券は、預金通帳や証書と異なり、日頃出し入れすることがありません。また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・譲渡等の手続きの際に証券紛失届の提出等のご負担をおかけすることになっていました。出資証券を不発行とすることにより、それらの手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を軽減することができます。

Q2) 新たに会員となったときは「出資証券」に代わるものは発行されるのでしょうか？

A2) 「出資証券」の代わりに「出資会員加入承諾書」を発行させていただきます。

Q3) 出資証券が廃止となると、金庫へ出資しているという証拠証券がなくなることになりませんが、出資していることを何かで確認できますか？

A3) 会員の皆様からお預かりした出資金については、電子的に一元管理しておりますので、毎年6月にお送りしています「配当金通知書」で出資残高を確認していただくことができます。

Q4) 脱退する際には出資証券はどうすればよいですか？

A4) 脱退される際に、出資証券をご提示いただくことは必要ございませんが、ご提示いただいた場合には、当庫において処分させていただきます。